

# 事業所等の皆様へ

## ～安全運転管理者等の手続の変更～

令和4年1月から安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の届出等が、警察署窓口を訪れることなく、インターネットによる申請が可能となります。

それに伴い、申請者の利便性を図るため、安全運転管理者証及び副安全運転管理者証(以下「安全運転管理者証等」という。)を廃止します。

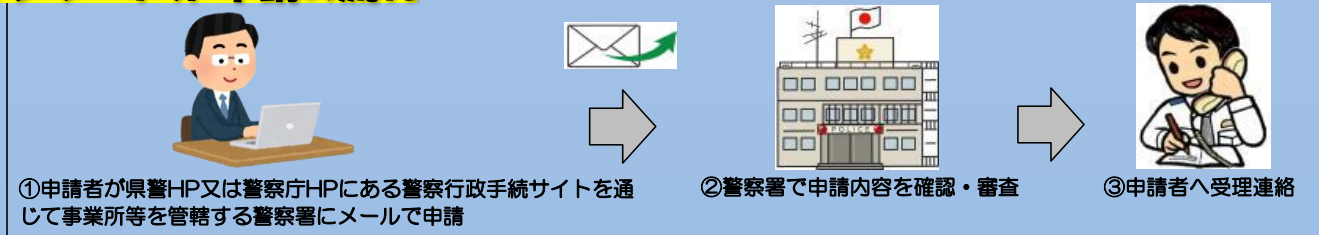
### その1

## 安全運転管理者等の届出等がインターネットでも可能となります!

#### 対象手続

- ・安全運転管理者の選任(解任)の届出
- ・副安全運転管理者の選任(解任)の届出
- ・安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出
- ・副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出

#### インターネット申請の流れ



### その2 安全運転管理者証等の交付を廃止します!

インターネット申請の開始に伴い、警察署窓口で交付していた安全運転管理者証等を廃止します。お手持ちの安全運転管理者証等は必要となりますが、同管理者証に記載の整理番号は講習等で必要となりますので、控えておいてください。

※新たに申請される方には、受理時に口頭又は電子メールにより整理番号をお伝えします。

